

平 15 全経外第 8 号

平成 15 年 4 月 18 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会
企画部

「『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理」
に対する意見について

当協会では、「『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理」に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 資産のグルーピング

- (1) 銀行業においては、事業の性質上、別紙 1、2 のように各支店のキャッシュ・フローは他の支店のキャッシュ・フローと相互に依存しており、また、業務の公共性・顧客利便に鑑みて店舗の配置を考慮する面もある。

経営上必要と判断としている店舗まで減損処理を行うことは会計基準の趣旨ではないと考えられるので、内部管理上の経営判断が減損処理にも反映されるように支店全体を 1 つの資産グループとすることなど事業形態を考慮したより大きなグルーピングが許容される旨明らかにしていただきたい。

- (2) 第 6 項（連結財務諸表における取扱い）について、連結管理会計の実務に基づいて連結財務諸表上のグルーピングを行った結果、グルーピングが個別財務諸表上のものと異なるケースが実際にあるのであれば、このような考え方も容認し得るものとする。但し、個別財務諸表上と連結財務諸表上とでグルーピングが相違することがむしろ一般的であるとされ、異なるグルーピングが強要されることのないよう、適用指針における書きぶりについては、十分にご検討願いたい。

- (3) 本店内にある営業部等共用資産との切り分けが困難な場合は全体を共用資産と取扱うことでよいか確認したい。

2. 減損の兆候

- (1) 事業の立上げ時等、当初より「継続してマイナス」となることが予定されている場合であっても減損の兆候に該当する旨の考え方(検討状況の整理第8項なお書き及び第52項)が一案として示されている。計画との乖離の確認は必要と考えるが、当初計画で見込んだ事業立上げ時のキャッシュ・フローのマイナスを減損の兆候として認識する必要はないものと考ええる。
- (2) 「継続して」とはおおむね2期を指すとされているが、そもそも固定資産の減損が取得原価基準の下で行われる帳簿価額の「臨時的な」減額である点、「兆候」については個々の企業において判断されるものであるが、その目安を示すために盛り込まれることに鑑み、必要以上に厳格になることは避ける必要がある。従って、以下との平仄も勘案すると3期程度とすることが妥当と考える。
- ①有価証券の減損処理において、回復する可能性がない場合の一例として、2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合とされている(合計3年)。
- ②「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」で、過去連続して重要な税務上の欠損金を計上している期間が「概ね3年以上」とされている。
- なお、当期見込みを作成するのは恣意性が働くうえ、実務上の負担を過大にする(キャッシュ・フローが1期マイナスであれば必ず当期見込みを試算することが求められる)ことから、当期見込ではなく過去の実績(期)をベースに規定することも考えられる。
- (3) 第51項で「大規模な経営改善計画等による一時的な損益は含まれない」とされているが、大規模な経営改善計画等の影響額を資産グループ毎に算出して控除することは困難なため、大規模な経営改善計画等の非経常的な特別の原因による場合は、そもそも「兆候」には該当しないことを明確にして頂きたい。
- (4) 減損の兆候を判定する際に、営業活動から生ずる損益を使用するか、キャッシュ・フローを用いるかは、検討中とのことであり、両者の最大の違いは、減価償却費を控除するか、しないかであると考えるが、第51項文

中にある「営業活動から生ずる損益には、当該資産又は資産グループの減価償却費が『含まれ』」の文意を明らかにしたほうがよいのではないか。

- (5) 資産グループ全体と主要な資産の両方で行う考え方が示されているが(第9項)、資産グループ全体ではなく主要な資産で代替可能とすべき。但しその場合でも、主要な資産では兆候が認められたとしても、資産グループ全体では認められない場合は兆候なしとされる必要がある。
- (6) 「経営環境の著しい悪化の場合」(第10項)においても「大規模な経営改善計画等による一時的な損益は含まれない」(第51項)と同様、非経常的な特別な原因によるもので一時的と判断される場合には該当しないことを明記されたい。
- (7) 市場価格の著しい下落(第11項)については、以下の点を勘案し50%程度以上下落した場合に該当するとの見方が妥当であり、30%は過度に保守的と考える。なお、資産グループ全体と主要な資産の両方で行う考え方については、上記(5)と同様に取り扱うべきと考える。

(理由)

- ①そもそも固定資産の減損が取得原価基準の下で行われる帳簿価額の「臨時的な」減額である点、「兆候」については個々の企業において判断されるものであるが、その目安を示すために盛り込まれることに鑑み、必要以上に厳格になることは避ける必要がある。
- ②「市場価格」そのものが入手困難であることは本件「検討状況の整理」でも認識されている。
- ③金融商品会計実務指針との平仄(第91項において、「時価のある有価証券」については「著しい下落」に該当するのは50%程度以上下落した場合で、それ以外は個々の企業の判断とされている。更に、第92項で「時価のない有価証券」については「著しい下落」は50%程度以上下落した場合とされている。)。
- (8) 仮に相当数の資産グループとその共用資産が存在する場合、共用資産を含むより大きな単位について、減損の兆候の各事象について判断を行うのは困難と考える(第12項)。また、共用資産そのものについては、「回収可能価額を著しく低下させる変化」および「市場価格の著しい下落」について判断を行えば十分と考えるがどうか。

3. 減損損失の認識の判定

- (1) 実務面から税法耐用年数に基づく残存耐用年数を経済的残存使用年数

とする案を支持する(第 15 項)。この点から、使用価値を算定する上でもキャッシュ・フロー見積期間終了時点の売却可能価額として税法上の減価償却後簿価を用いることが許容されることを明記いただきたい(第 22 項)。

- (2) 主要資産とその他の資産との使用年数に著しい相違がある場合、例えば、主要資産(建物)、その他の資産(付属品)である場合に、その他の資産については見積期間中に減価償却期間が終了し、除却が行なわれることになるが、再取得を行うと想定してその支出について見積りに反映させるか否かについて明記していただきたい(第 14 項)。
- (3) 資産グループが非償却性資産も含めて多種多様な資産から構成されている場合、主要な資産はどのように決定されるか。主要な資産のないグルーピングがありうるとすれば、減損の兆候判定や認識に用いられるキャッシュ・フローの見積り期間について考え方を示しておく必要があると思われる(第 17 項)。
- (4) 減損損失の配分に際し、特に構成資産が小口多数かつ多様(償却性・非償却性資産、リース資産、のれんなどが混在)である場合などでは、合理的な配分や減価償却等への反映は極めて実務上の負荷が高い。減損損失の戻入れをしないこととした背景と同様であり、第 74 項に示される簡便的な方法や引当金による方法、また、資産の種類に応じてこれらを使い分ける方法も考えられるのではないか。

4. 回収可能価額の算定

- (1) 土地については自己査定あるいは土地再評価作業の一環として路線価に対して合理的な補正を施した評価を行っており、合理的な手法と考える。従って、第 21 項において、現時点の正味売却価額の算出に当たり「一定の評価額」や「適切に市場価格を反映した指標」が利用できるのは重要性が乏しい場合に限定されているが、重要性に関わらず認めて頂きたい。

なお、一律に認めることはできない場合、重要性が乏しい場合に限定する理由について、第 80 項で「通常、使用価値は正味売却価額より高く、常に現在時点の正味売却価額を算定する必要はない」とされていることに鑑み、算定に当たって使用価値より現在時点の正味売却価額を使用することが妥当なケース(支店の廃止等が決定されているが直ちに処分することが予定されているわけではないケース等)では、重要性の縛りを無くして頂きたい。

- (2) 土地以外については、合理的に算定された価額を算出することは困難

(建物については不動産鑑定会社、業者等に鑑定を依頼することも考えられるが、物件数が多数の場合は毎期のコスト負担が極めて大きくなり非現実的。また土地・建物以外についてはそもそも市場価格に準ずると言えるだけの水準が確保できるか疑問)。

従って、減価償却を実施していることにより経済的使用価値の減額も相応に反映済みということをも踏まえ、市場価格、合理的に算定された価額が入手できない場合には簿価(償却原価)を使用することとなる旨を明記して頂きたい(第 21 項)。

- (3) 例示されている「合理的に算定された価額」の算定方法は、収益見込や変動予測や予測に伴う不確実性等を把握困難で、非現実的と考える(第 21 項)。土地については、土地再評価法に基づく路線価方式により算出を行っており、「現在における一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標」の利用は認められるべきである。

但し、土地以外の資産について合理的に算定された価額といえるだけの水準を確保することは困難である現状に鑑みて、市場価格、合理的に算定された価額が入手できない場合には簿価(償却原価)の使用が認められる旨を明記して頂きたい。

- (4) 第 22 項ただし書き中の「『適切な』減価額」について、具体的に『適切』と認められる事項の明示がなく実務的な検討が進められないため、具体例を明示して頂きたい。

- (5) 「通常、使用価値は正味売却価額より高いと考えられる」ので、「常に現在時点の正味売却価額を算定する必要はないと考えられる」とある(第 80 項)が、これは、正味売却価額の算定を省略し減損の測定は全て使用価値で行うことを認めると解してよいのか。

- (6) 資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値(使用価値)の定義を設例により示して頂きたい(第 23 項)。

5. 将来キャッシュ・フロー

- (1) 「減損の兆候」において、「営業活動から生ずるキャッシュ・フロー」についての考え方は、引き続き検討とされているが、「減損損失の認識の判定」「減損損失の測定」における「将来キャッシュ・フロー」の定義を明確にして頂きたい。その際は、特に減価償却費はマイナス項目とされない、つまりは減価償却費控除前の損益がベースとなることを確認させて頂

きたい。

- (2) 銀行業は資金貸借が本業であり、利息の支払額も将来キャッシュ・フローに含めることとなる。銀行業の将来キャッシュ・フローは、実務上、財務会計上の基準に基づいて見積もることが適当であり（減価償却費は除く）、実務上、多額の資金収支やデリバティブ取引を現金基準で見積もることも困難である。

このため、間接的支出を発生基準に基づいて見積もることと同様に、利息を将来キャッシュ・フローとして発生主義にて認識することになる旨記載していただきたい。

6. 使用価値の算定に際して用いられる割引率

- (1) 当該割引率の算出は困難と考えられ、乖離するリスクを割引率に盛り込む場合の手法だけでなく、将来キャッシュ・フローそのものに盛り込む場合の手法についても示していただきたい。また、将来キャッシュ・フローを保守的に算出することにより「乖離するリスク」を織込んでいる場合には、割引率をリスクフリーレートとなることを記載してはどうか。

- (2) キャッシュ・フローの見積りが乖離するリスクとこれらの割引率の関係を明らかにしていただきたい。

ー第30項の「(1)」の方法について、「会計基準の設定に関する意見書」では「貨幣の時間的価値」と「キャッシュ・フローの見積りが乖離するリスク」を織込むとしているだけであって、「企業における資産グループに固有のリスク」を反映することまで求めていない。また、そのことにより「乖離するリスク」を織込んだことになるのか確認したい。

ー同「(2)」の場合は資本コストの中に株式の価格変動リスクに関するプレミアムが含まれるが、それを織込む必要は認められない。

ーなお、「(2)」の方法は会社全体のコスト、「(3)」・「(4)」は個別の資産グループに係るコストを表すと思われ首尾一貫性に欠けているのではないか。本来であれば個別の資産グループにかかるコストを簡便的に会社全体のコストで代替するということなのか。もしそうであるならば、他の簡便的な方法も認められるべきではないか。

- (3) これらの方法の理論的な根拠はともかく、実務的にはいずれも対応は困難と考えられる。

ー「(1)」の方法：内部的な収益基準レートが資産グループの固有のリスクを反映しているとは限らない(一般的には反映していないと思われる)。

- －「(2)」の方法：日本の株式収益率と他の金融資産との間に裁定が働いているとは考えられない。
- －「(3)」の方法：「類似な資産の市場平均利回り」が存在するのは商業不動産など至極限定されている。
- －「(4)」の方法：資産流動化ができるのは商業不動産、流通業の店舗、本社ビル程度に限られ、実務上有用性に乏しい。

銀行の調達金利は金融市場等における自行の信用リスクを反映したものであること、調達の太宗は負債から構成されることから、「固有のリスクを反映した収益率」＝資金調達コスト（リスクフリーレート＋信用リスクプレミアムと考えられる。したがって、実務的な対応可能性の観点からもちょうした代替的な手法を認めていただきたい。

7. 共用資産及びのれんの取扱い

- (1) 第 34 項について、のれんには「営業権」と「連結調整勘定（借方残高）」が含まれるが、「連結調整勘定（借方残高）」を分割する場合、法的エンティティより小さい事業毎に分割することは不要である旨を明確化して頂きたい。

（理由）

以下の通り現行の制度との著しい不整合を生ぜしめ、また実務上も極めて困難であるため。

- (2) 現行の制度では借方連結調整勘定と貸方連結調整勘定を区分することなく 1 社単位で純額にて認識しているが、減損会計で事業毎に分割する方法を採用すると、総額で認識することが必要となる。

さらに、減損会計により借方連結調整勘定サイドが減損の対象となった場合、「一時償却限度額は、子会社ごとに連結調整勘定の借方残高と貸方残高とを相殺して純借方残高となった場合の当該純残高である」との規定（「連結財務諸表における資本連結手続きに関する実務指針について」第 33 項）に反することになる。

また、法的エンティティの中の複数の事業に分割することとなると、法的エンティティ内において超過収益力を生み出す事業に盛衰があっても、法的エンティティ全体で超過収益を維持していれば加速償却不要とされている現状と整合性がとれない。

連結調整勘定の額と減損会計上の各事業の価値（将来 CF に基づく回収可能価額）は、連結調整勘定の発生時点においてでさえ必ずしも一致しな

いことから、連結調整勘定を各事業に見合うよう理論的に分割することは困難（新たなロジックの構築を必要とする）。また、各事業間のシナジー効果を考えた場合、どの事業にも属さない連結調整勘定が存在し得る。これらの実務上の問題は、（一部償却済みの）既存の連結調整勘定においては、なおさらである。

8．減損処理後の会計処理

- (1) 減損後の減価償却については、定額法を前提とすると、①残存年数はそのまま、残額について定額での償却を実施、②減損前の定額法の金額で減価償却を実施（償却年数は短縮）する方法が考えられるが、対象物件の実態等に応じていずれの方法も認められるという理解でよいか確認したい。

9．表示及び開示

- (1) 使用価値の算定に際して用いられる割引率を開示することは、対外競争上の企業秘密を開示することにつながるので、注記すべきではないと考える。

10．その他

- (1) 中間会計期間において減損処理を行った場合でも、資産の価額・価値が年度末に回復する可能性もあり、年度決算しかない商法会計との平仄の観点からも、中間財務諸表作成基準注1に基づいて、少なくとも洗替法が否定されるわけではないことを明確にして頂きたい。減損処理後の当該資産売却により減損と売却損益が両建て計上されることも考えられる。

また、中間決算で固定資産を減損した場合の年度決算における減価償却の取扱いを明らかにしてはどうか。

- (2) 土地の再評価実施時においては、損益計算書を通さず資本に直入していることから、減損処理実施時に再評価差額金の取崩を損益計算書を通さないと適正な損益計算を歪めることになる。確かに日本公認会計士協会のリサーチセンター報告において、該当土地を売却した場合は剰余金計算を通して再評価差額金を未処分利益に繰入れるとあるが、適正な損益計算を行うためには当該報告を修正すべきと考える。
- (3) 土地再評価差額金等の取崩を P/L 上認識しないとすると、IASB の業績報告プロジェクトにおけるリサイクリング禁止に対し、日本として反対していることと平仄が取れなくなるのではないか。

「売却」した場合の取り扱いとの平仄については、「売却」は経営判断を行った上で行われるものであるが、「減損」は経営判断の余地は無いことから、根本的に異なると考えられる。

- (4) なお、本会計基準の適用に際しては、実施により実務負担が増加するが、加えて財税不一致が生じる場合には円滑な適用が妨げられる懸念がある。したがって、こうした事情等に鑑み、税務上の取り扱いとの平仄が図られるよう税務当局との調整が行われることが望まれる。

以 上

(別紙 1) 支店毎ではなく、支店全体をグルーピングする方が実態を表す理由

1. 企業グループとの取引においては、親企業との取引だけでなく、子会社・関連会社との取引や従業員との取引も行われ、複数の支店を跨がるケースが多々あることから、取引上・管理上の判断は企業グループ全体と取引店全体の総合取引・総合採算を前提として行われる。

こうした企業グループ取引のケースでは、総合採算はプラスでも、親会社取引を行う A 支店、子会社・関連会社取引を行う B 支店、従業員取引を行う C 支店個々の採算はプラスとは限らず、個別の支店毎のキャッシュ・フローだけで見るとグループ取引全体の経済実態を表さないこととなる。また、取引上・管理上は企業グループ全体・取引店全体で判断するのに対して、減損におけるグルーピングを個別の支店毎のキャッシュ・フローだけで見ると、経営上の判断基準と会計上の判断基準が異なり、経営全体として整合がとれないこととなる。

2. 仮に、店舗ごとのグルーピングを行うとすると、減損会計の趣旨を勘案すれば、当該店舗の固定資産に紐付けされる、当該店舗に来店する顧客から生ずるキャッシュ・フロー（収益）を捉えるべきと考えられる。しかしながら、例えば預金取引について、A 店舗に来店して窓口や A T M を利用した顧客が、当該店舗に預金口座を保有する顧客ではない場合、その顧客が「A 店舗の固定資産を利用した分の」収益を算出することは困難である。また、貸出においても、例えば住宅ローンについてみれば、住宅ローンセンターで営業、受付を行い、支店はそのブッキング業務のみを担うケースもある。この場合も、個別の支店毎のキャッシュ・フローだけでみると固定資産の利用の実態と乖離してしまうこととなる。

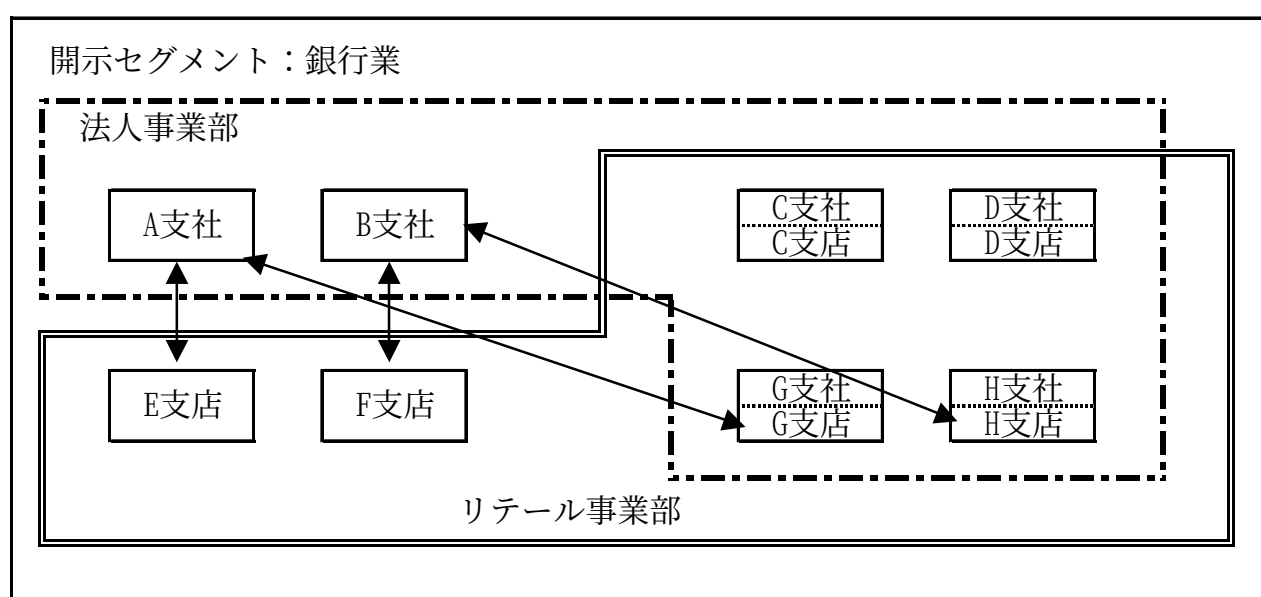
3. 店舗性格上、調達（預金）超店舗、運用（貸出）超店舗があるが、経済環境によっては調達（預金）超店舗のキャッシュ・フローが軒並みマイナスとなるケースもあり得る。こうした場合、仮に調達（預金）超店舗ではマイナスでも、資金調達という間接金融に必須の業務を通じて銀行全体の収益にとって必要不可欠なものであり、例えば調達（預金）超店舗をすべて廃止してしまうというような経営判断にはなり得ない。このような点でも、個別の支店毎だけで見ると経営の実態と著しく乖離してしまうこととなる。

以 上

(別紙 2) 銀行業におけるグルーピングの考え方(例)

国内外における多数の店舗網や、オンラインネットワーク等の横断的なシステムインフラを活用して事業を展開する銀行業にあっては、単独の支店等（物理的な 最小単位）から発生するキャッシュ・フローは常に他の本支店のキャッシュ・フローと相互依存적である。このため銀行業に関しては、何らかのセグメントや管理会計上の区分に応じて資産をグルーピングすることは実際的ではないと思われる。

例えば、説例 1-4 に類似した次の場合では、開示対象セグメントが 1 つのグルーピングとなると考えるがどうか。



- X 銀行は物理的に 8 営業店舗を有している（すべて自社所有）。連結財務諸表における開示対象は「銀行」の 1 セグメントであるが、「大法人向け」（A～D 支社）と「リテール」（C～H 支店）で事業部が分かれており、それぞれ内部管理上の単位となっている。さらに、X 銀行はそれぞれの支社又は支店毎で利益管理を行っている。しかし、物理的な店舗単位では利益管理は行っていない。（C 支社と C 支店は別管理）
- 「支社」には預金口座が開設できず、「支社」の顧客は「支店」に預金口座を開設している。例えば A 支社の顧客は E 支店と G 支店に預金口座を保有している。
- また、預金の預入や引出は口座を開設した預金店舗に出向く必要はなく、どこの支店でも可能である。また、インターネットバンキングサービスを提供しており、多くの顧客は自宅や会社に居ながらにして取引が可能であ

り、物理的店舗に出向くことはない。

この場合、①各店舗単位、②各事業部単位、③各店舗内で各事業部単位、④開示セグメント単位でのグルーピングが考えられる。このうち、③各店舗内で各事業部単位でのグルーピングが最小となるが、原則として、物理的な資産がグルーピングの最小の単位となると考えられるので採用されない。また、営業範囲は複雑に重複しており、他の店舗から生ずるキャッシュ・イン・フローと相互依存的であるので①の店舗単位も採用できない。また、②の事業部単位も物理的店舗が複雑に絡み合っており採用することができない。結果的に、④の開示セグメント単位でのグルーピングによるしかない。

以　　上